

平成 25 年兵庫県立大学大学院シミュレーション学研究科規程第 3 号

シミュレーション学研究科長候補者選考規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人兵庫県立大学学部長等選考規程（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 17 号）第 6 条の規定に基づき、兵庫県立大学大学院シミュレーション学研究科長候補者（以下「研究科長候補者」という。）の選考等に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第 2 条 選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) シミュレーション学研究科長（以下「研究科長」という。）の任期が満了するとき。
- (2) 研究科長が辞任を申し出たとき。
- (3) 研究科長が欠員となったとき。

2 前項第 1 号に該当する場合にあつては、研究科長は、選考を行った上で、理事長が定める日までに研究科長候補者の推薦（以下「推薦」という。）を行わなければならない。

3 第 1 項第 2 号に該当する場合にあつては、研究科長は、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。

4 第 1 項第 3 号に該当する場合にあつては、理事長が指名する者が、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。

(研究科長候補者の資格)

第 3 条 研究科長候補者となることができる者は、シミュレーション学研究科所属の専任の教授である者とする。

2 再任された研究科長が引き続き研究科長候補者となることはできない。

(選考手続)

第 4 条 研究科長（第 2 条第 4 項に規定する場合にあつては理事長が指名する者。次項において同じ。）は、第 2 条の規定により選考を行うときは、あらかじめ教授会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定により研究科長が教授会の意見を聴く手続については、別に定める。

(補則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、研究科長候補者の選考に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日一部改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。